

# 平成26年度明石市特別職報酬等審議会 会議録

## 第1回審議会

日 時	平成26年5月27日(火) 午前10時～午前12時00分まで	
場 所	806AB会議室(市役所本庁舎8階)	
出席者	委員	佐々木弘会長、伊賀文計委員、澤田瑞穎委員、柴田達三委員、島野正士委員、竹内順哉委員、田中文雄委員、松原由美子委員、宮川貴美子委員、和田美耶子委員
	市	高橋嗣郎副市長、森本哲雄総務部長、宮脇俊夫職員改革担当部長兼職員室長、横田秀示人事課長、久保井順二職員改革・労務担当課長、上坂毅人事課給与係長、小中規義人事課事務職員
審議事項	非常勤の行政委員会委員の報酬のあり方について	
配付資料	・会議次第 ・明石市特別職報酬等審議会委員審議資料	
事務局	明石市総務部職員室人事課	

## 1 開 会

資料の確認

本審議会委員の任期の延長について説明

新規委員(竹内順哉委員)就任の紹介

## 2 副市長あいさつ

おはようございます。副市長の高橋でございます。昨年度に引き続きまして、佐々木会長をはじめ、11名の委員の皆様には、前回の宿題であります、非常勤の行政委員会委員についての議論をしていただくということで、これから約半年になりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

明石市の状況について少し話をさせていただきますが、先日、市の幹部職員を対象に、これからの職員のあり方についてのセミナーをやらせていただきました。その中で、先生の方から、市民が納得するという行政でなければならない、「市民が納得」がキーワードである、とおっしゃっていました。また、本日は午後から、明石市の約300ある公共施設について、老朽化という問題に対し、どのように対応していくのかを考えるということで、秦野市から専門の方をお招きし、こちらも幹部職員を対象にした会議を開催します。また、6月になりましたら、財政健全化の第2弾ということで、議会の方と財政健全化の協議会を設けるとともに、市民を入れた市民会議も開催するなど、いくつかのものを組み合わせながら、これからの時代、少子高齢化の時代をなんとかやっていきたいというところがございます。その中の一環として、本審議会もあると思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。どうもありがとうございます。

### 3 会議の成立の確認

委員の過半数の出席により、会議が成立していることを確認

### 4 会長あいさつ

先ほど事務局からご説明がありましたように、任期を延長させてもらって、引き続き、私は会長をやらせていただくということで、どうぞよろしくお願ひいたします。この審議会は、元来、「常勤の特別職の報酬等」の見直しに関わるものというのが、我々の本務であり、そういう意味では、これから審議しようとしている「非常勤」の行政委員会委員の報酬等のあり方というのは、本務ではありません。ただ、非常勤の行政委員会委員の報酬額や支払方法について、見直しをする機関が、今のところ明石市に無いと聞いております。それで、これまで、この審議会で常勤の特別職の見直し等を議論する中、非常勤の行政委員会委員のことも、関連して意見が出なかったわけでもなかったのですが、この場をお借りし、その問題についても検討してはどうかとなったわけです。ただ、我々だけで勝手に意見をまとめて公表するのは、もしかしたら、勇み足になる恐れがあると私は思い、本当にこの審議会で議論をするのであれば、市長から一言「この仕事もやってくれ」とのお墨つきが欲しいとお願ひをいたしましたら、前年度の終わりであったと思いますが、市長からこの問題について議論し、意見を申し出よ、というものをいただきました。それで、議論しても大丈夫ということとなり、新年度に入ってから、委員の任期を延長し、その間で、できるだけこの問題に対し、議論してみましようという話になったわけで、これが今回の我々の審議会の目的、主な仕事になります。後でお手元の資料に基づいて、事務局から特に現状についてご説明をいただくわけですが、1つは、「日額か月額か」というところをめぐって、他の自治体で若干議論があったり、最高裁までいった事例もあったこと、また、本市の行政委員会委員の「報酬金額」が、同規模の自治体と比べると高いレベルにあることが、マスコミ等々で報じられ、市民感覚として、これはどういうことかといった意見もこれまでも度々出てきたという事実などを受けて、この辺の問題を議論するということになります。今日を含めて4回ぐらいの開催を目安として考えておりますが、今日は資料に基づき、事務局より、「現行の制度や実態」をご説明していただき、それがどのような「問題や課題」を持っているのか、できるだけ広く皆さんからご指摘をいただけるとありがたいと思っております。そして、これは事務局と相談していない、私の勝手な思いなのですが、指摘していただいた現行制度の問題点の全てを、この任期中に必ずしも解決しなくてもいいのではないかといいところがあって、ただ問題点は指摘し、記録に残し、もしかしたら、我々の後を引き継いで同じような審議会や委員会ができた時に、1つのステップストーン、踏み台になることができれば、それはそれでよいのではないかと考えています。限られた時間ですから、全てを解決することは、難しい問題でありますので、必ずしもそうする必要はないのではないかと、問題点の指摘だけにとどめておいてもいいのではないかと、という点があります。ですから、できるだけ現行の制度を紹介していただいて、その後皆さんからどこに問題点があるの

か、どこを見直すべきなのかというところを指摘していただくというのが、今日の第1回の内容でいいのではないかと思います。そこで、今後はどこに焦点をしばって議論を集中していくかということですが、おそらく先ほど申し上げた、「支払形態」、「日額か月額か」という話ですね、そののところで、「金額」の話がメインだろうと思います。ただ、それだけに限定したくはないという思いがあるので、できるだけ広く問題点だけは指摘しておきたいと思います。優先順位はその2つであります。第2回あたりでその2つの問題に絞って、第3回の前半あたりで、議論の集約ができれば、それを受けて、第3回の後半ぐらいでは、「取りまとめ」というか、皆さんの合意を得ながら「骨子」を得て、第4回に取りまとめを文章化したものを出したらどうかと考えております。一応これは、4回の開催でできれば納めたいなと私と事務局で相談した結果であります。 (任期は9月までありますので、) 絶対に4回で終わらせるというものではありません。それから、非常勤の行政委員会の議論の対象ですが、事務局の資料にあるように、監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価委員会の6つの委員会が主な議論の対象になるだろうと思います。それから、私の経験から申しますが、今回と同じように、ある自治体で、行政委員会の報酬等の見直しの会合に関わったことがあるのですが、その時に、事務局の方からの提案を受け、6つの行政委員会の担当部署の思いがあるということで、担当部署の方をお招きしてヒアリングをやったことがあるのです。ただ、それはそれで面白かったのですが、非常に時間がかかるうえに、また、ヒアリングの結果としましては、それぞれの担当部署の方はどういう立場で意見をおっしゃるかということ、やはり担当部署の自分たちの担当する委員会の弁護論が多いですね。本当に改革する気持ちでご意見を言ってくれるかということ、そうではないのです。だから、今回は、むしろ、6つの委員会を取り上げるとしても、人をお招きするのではなくて、もし必要であれば、担当部署から、より詳細な資料などを出していただいて、それについて議論するというのでいいのではと思っており、ヒアリングはやろうとは思ってはおりません。皆さんがもし必要だということでありましたら別ですけれども、今の段階ではそのように考えております。大体その方向でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、事務局の方から資料の説明をお願いします。

## 5 審議内容

<p><b>事務局</b></p>	<p>それでは、事務局から資料について、ポイントを絞って説明をさせていただきます。</p> <p>—————資料の説明—————</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>ありがとうございました。以上のように非常に興味深い資料を作っていただいておりますが、それでは、どなたからでも結構ですので、ご意見、ご質問をいただけますでしょうか。</p>

<p><b>J 委員</b></p>	<p>資料P 1の下から4行目に、「月額制を採用する場合は妥当な根拠が必要となること」と書かれています。明石市は月額制を採用していますが、明石市の妥当な根拠は、どこに記されていますか。それと、資料P 6の大阪市の考え方を見ますと、「②日額・月額の判断について」のところに、「生活給としての意味は有さず・・・」と書かれています。明石市の場合は、金額が高額ですので、生活給としての意味を十分有しているのではないかという印象を受けますがいかがですか。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>2つほどあったかと思います。1つは資料P 1の地方自治法が定めている「妥当な根拠」について、本市においてはどのような点を妥当な根拠としてお考えなのでしょうかというご質問であったかと思いません。それと、金額についてのご指摘でしたが、事務局からお答えをお願いします。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>まず、月額制を採っている根拠になります。今回の資料でもきちんとは挙げていないのですが、先ほど見ていただきました資料のP 10の伊丹市の考え方にあります、「②月額報酬とするもの」のところで、「各行政委員会の職務が一般的な労務提供とは異なり、委員会や諸会議のほか、審議案件の検討や自己調査などの業務、審議決定に対する社会的な責任の重さ等」という例示がございます。明石市の場合も、まずは執行機関の委員でいらっしゃいますので、審議決定に関する社会的な責任の重さということがございますが、これは、常時、例えば委員会等に出席しない日であっても、1年を通して、執行機関の委員としての責任、権限を負っていることが1点ございます。それと、先ほどの例示にあります「審議事案の検討や自己調査」ですが、登庁日以外での場合においても、自宅や事務所等で各種資料のご検討や分析など、様々な委員としての活動の従事をされておられることがございます。本市としての見解としましては、主にこの2点の理由をもって、出勤日だけに対する報酬ではなく、常時責任を負っているので月額制を採っておりますということを、市議会等公式の場でも、述べさせていただいているところです。それと、金額が高額であることにつきましては、これまで説明してきたように、平成6年度以降、明石市においては報酬額の改定がないことが、他都市との比較において順位として示しているように、一番の要因となっていると考えております。</p>
<p><b>J 委員</b></p>	<p>もし、滋賀県のように裁判となった場合に、どこかに月額を採用している根拠を明記していることが大事になると思うのですが、この根拠については、どこかに明記されているのでしょうか。</p>

<b>会長</b>	資料に書いてありましたでしょうか。
<b>事務局</b>	資料には、明石市が月額制をこういう考えで採用していますという、はっきりとした文章はございません。市議会での答弁等では、はっきり考えをお出ししており、答弁書、議事録については、公文書として残っておりますので、もし裁判になれば、証拠文書等として出てくるものと思います。
<b>会長</b>	他にご質問はありますか。
<b>B委員</b>	この会議は、月額制を基本的には維持していくという姿勢の会議なのか、月額制か日額制かということを検討していく意味も持つ会議なのかということ、ここで確認したいのが、まず1点あります。それから、資料P10の伊丹市の考え方で、「④日額報酬の額」のところに、阪神6市の水準を比較検討して決めているということですが、明石市もやはり、加古川市や近辺の市町村の水準をよく比較検討して、また、財政が逼迫している状況も踏まえて、見直しを行わなければならないと思います。
<b>会長</b>	ご質問がありました前段については、私の方から回答してもよいと思いますが、今の制度のどこに問題があって、その問題を審議する中で、月額から日額に変更した方がいいというご意見が大勢を占めれば、十分それでまとめていってはどうかと思います。ですから、月額制を維持していこうという議論ではございません。2番目のご指摘については、事務局からお願いします。
<b>事務局</b>	伊丹市の例でございますが、阪神6市の水準に合わせたというところで、内容としましては、各委員について、監査委員を除き、約20%の引き下げを行ったという状況でございます。本市の場合において、どのように比較検討を行っていくのかについては、この審議会の中で、考え方をご審議いただきたいと思います。
<b>会長</b>	これからの審議の中で当然議論となってくると思います。 他にご質問はありますか。
<b>D委員</b>	さきほどの比較の件ですが、県内もそうですけれども、全国で例えば明石市の財政や人口など、いろいろなものを比較して、同等レベルの自治体の中で判断するといった、もうちょっと広い視野でやらないと、ちょっとよく分からないという印象を持ちます。 また、各委員会の開催についてですが、資料のP13に勤務実績が

載っていますけど、例えばこれは、回数ですよ。時間的にはどうなのか、例えば日額だといっても、例えば日額35,000円とすると、時給にするとですね、4,000円ぐらいになると思います。とすると、回数だけで言われても分からないですよ。1日中本当に拘束されているのか。それが初めてあって、私たちの感覚でいうと、8時間しっかり仕事をして、そのうえで月額報酬を得るという判断になってくると思うんです。回数で例えば「何回来たから」というのは、一般的に、月額適用が妥当という理由にはならないと思います。それと、先ほど委員が責任を日常的に負っているという話がありましたが、P11～P12にいろいろ事細かに書いていますが、日常的に責任を負うということ、どの業務が該当するのか、資料のどこを見てどう判断するのかについて、よく分からないです。「この業務があるから責任を負う」というのが明確であれば判断ができますが、この資料だけでは判断できないと思います。

**会長**

3つの質問があったかと思います。他の自治体との比較をする時の、比較の相手方ですね、今までの特別職の審議の場合もそうですけれども、同じような人口規模とか財政規模等々の類似団体との比較があるのですが、全国の類似団体で見たら、本市はどういうような位置にいるのかというご質問であったと思います。それから、先ほどの勤務実態、資料のP13あたりですね、これの拘束時間、どれぐらいの時間を要しているのかというあたりを、先ほどの事務局のお答えの中では、単に拘束される時間だけではなくて、日常的にもいろいろ仕事をやっているんだというお考えもあるわけなのですが、その辺の事になります。それから、資料のP11ですが、6つの委員会のどういう業務が重要であったり、責任を負っているのかというご質問であったと思います。以上、お答えいただきたいと思います。

**事務局**

比較につきましては、会長がおっしゃったように、主に県下と特例市でこれまでやってきましたが、審議の中ですけれども、全国の自治体で比較するのか、常勤の特別職のように特例市を中心に比較するのか、あるいは加古川などの近隣市で比較するのかについては、審議会の場合、この場でご議論していただきたいと思います。順位につきましては、別冊資料の中に、今の明石市の順位が出ておりますので、見ていただければと思います。

**D委員**

そのことなのですが、要は、政令都市や特例市の情報が資料にいっぱい載っていて、これを見てどうこう言っても仕方がないので、この資料の中でも、人口規模とか、財政的な面で同規模のレベルにある自治体はどこですかということをお聞きしているのです。でないと、自

	<p>治体の数が多すぎて、比較できないと思います。</p>
<b>事務局</b>	<p>今お示ししている資料の中では、人口的に類似していると言われてるのが特例市の区分となっております。ただ、D委員がおっしゃったように、特例市は似通ってくるのですが、財政規模が似通っている自治体について、財政状況や財政指数で括ることができるかどうか、なんとか分かりやすい資料をこれからですけれども、そういう比較検討をというご意見ですので、財政面で比較ができるような資料を次回の審議会までに考えさせていただきたいと思います。</p>
<b>D委員</b>	<p>例えば伊丹市とか、大阪市の考え方を資料に載せているのは、何か意味があるのですか。</p>
<b>事務局</b>	<p>これは、いろんな市が、主な委員会ごとに、日額、月額の設定をした考え方を持っているのですが、6つの行政委員会の全部を日額化した市、一部に日額にした市、といった分類で資料に載せています。</p>
<b>D委員</b>	<p>市の財政状況の見通しは悪い中、現実を見ていくという意味や、委員が見て分かりやすいという意味で、類似団体をピックアップして、材料を揃えていただきたいと思います。</p>
<b>事務局</b>	<p>それと、具体的にどのような業務が権限や責任を負うのかについては、各委員会に相談させていただきながら、資料を作成したいと思います。今ご用意しているのは、お出ししている別冊資料も含めた内容となっておりますが、例えば、教育委員でしたら、学校の管理運営、事故とか事件があった時の最終責任は委員会が負うことになってまいりますし、教職員の人事権も持っており、それに絡み、いろんな賠償責任も負うことになっているなど、具体的にはそういう形になってくると思います。こちらにつきましても、一度、具体的な権限、責任があるかどうか、もう少し、分かりやすい形で表現できるかどうか、各委員会とも相談しながら、私たちがこれまで考え方として述べてきた、出席日以外でも日常的、恒常的に権限、責任を負っているのは、具体的にこういうものがあるからです、というものをご用意させていただきたいと思います。</p>
<b>D委員</b>	<p>先ほど会長がおっしゃっていましたが、各委員会事務局の担当者にヒアリングするといろいろと弁護論が多いとのことでしたが、客観的に見た、分かりやすい資料を揃えていただきたいと思います。</p>
<b>事務局</b>	<p>補足説明になりますが、先ほど、なぜ月額を適用しているのかとい</p>

	<p>う質問に対して、はっきりと明文化したものはないと申し上げました。ただ、議会では、過去に大津の裁判の例を出されまして、明石市も月額から日額にする気はないのかというご質問がございました。それに対し、申し上げたのは、責任が日額では計り知れないというような説明になっているのですが、具体的にどういうことかということ、やはり、平常時はさほど問題はございませんけれども、非常事態になった時に、訴訟の当事者になりかねない、いわゆる裁判所から賠償責任を負いかねないといったことになってございます。先ほど教育委員の例を出しましたけれども、教育委員会として訴訟の当事者になるという立場もございまして、例えば監査委員については、住民監査請求が出てきた時には、その当事者として対応しなければなりません。また、公平委員会については、職員の勤務条件に対しての不利益の申し出があった時の権限がありますから、そういうことに対し、委員会としての権限の中で、当事者として応えていく義務があると、こういったことが、通常の日額で、例えば会議に参加をして、発言をしてということとは、少し違うのではという整理をしておりますが、これについても、先ほど申し上げたとおり、資料にまとめてお示ししたいと思います。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>また、それぞれ会議によって、どれぐらいの時間数をかけているのかについて、これは、実績としてあると思いますので、こちらの資料についても、ご用意させていただきます。</p>
<p><b>B委員</b></p>	<p>議会の方は、非常勤の行政委員会委員の報酬が月額ということをご認識しているのですよね。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>報酬が月額であるということについては、議会の方は是としておられました。ただやはり、訴訟になってきたり、また、伊丹や大阪など、月額を日額に変えるという自治体が出てきていますので、そういう中で明石市はどうするのかと、そういう質問でございました。どうしても月額でなければ絶対いけないということもございませんし、絶対に日額にしなければならないということでもなく、じゃあ明石市はどう考えるのですか、日額にしてもいいのではないですか、という質問でございまして、これに対し、先ほどの回答をいたしましたということです。</p>
<p><b>C委員</b></p>	<p>私もこの審議会に参加させていただいていながら、内容が分かりづらいという印象があります。各委員会の勤務回数とか資料に載っていますけれども、これを見ますと、勤務回数が少ないのが日額でいいのではないかと、それ以外は月額でいいのではと、単純に考えてしまいます。ただ、各委員会の業務内容が全く分からないので、もっと具体</p>



的なものが欲しいと思います。選挙管理委員会を見ますと、選挙は4年に1回なのに、その間何をしているのかということがあります。分からないのに、日額や月額の議論はできませんので、もうちょっと分かりやすく、また、選挙管理委員会という、60数回も勤務をする必要があるのか、責任や権限、法的な根拠などの事情があるのでしょうか、その辺りについて、素人目でも分かり、納得ができる資料がないと、報酬が高いのか、安いのか、日給か月給かの判断もできないと思います。単に、資料のとおり勤務回数を示されると、回数が多いために月額でも問題無いのかなと思ってしまいますが、1日1時間の勤務でも1回、もっと少ない時間であっても1回といった、出勤ただけで回数に数えられているのかもしれないので、その辺についてももうちょっと砕いて、資料を揃えていただきたいと思います。

**事務局**

選挙管理委員会の話が出ましたので、少しだけ説明させていただきます。選挙管理委員会が管轄している選挙は、当然、明石市の市議会議員選挙、市長選挙がありますが、その他に県議会選挙、県知事選挙、国会の衆議院議員選挙、参議院議員選挙、それと、国民審査といった、いわゆる公職選挙法で決められている選挙はすべて、我々が投票に行く選挙は、すべて取り仕切っていますので、各選挙は4年に1回、3年に1回といったものでありますが、これらを総合しますと、およそ各年度に選挙があるという状況になります。その他には、農業委員会の委員選挙でありますとか、海区漁業委員の選挙であったりとか、世間あまり知れ渡ってはいない選挙についても受け持っておりますので、その辺について、具体的に示せるようにとご指摘がありましたので、こちらもお示ししたいと思います。

**会長**

ありがとうございます。要するに資料のP11、12のあたりに職務内容について箇条書きをしています。この辺をもうすこし、6つの委員会の仕事と言いますか、どういう職務について公共的な責任が強いのかについて、事務局より、次回にもうちょっと補足して、資料を示し、ご説明いただけたらと思います。そういうものがあつた方が、C委員がおっしゃったように、報酬の支払方法や金額を見直すとしても、重要なベースになるだろうという風に思いますのでよろしく願いします。他にどうですか。

**D委員**

資料のP15ですが、勤務実績があります。例えば、それぞれの委員会で、この業務は絶対に出席しなければならないというものがあると思うのです。定例会なり議会関連とかがこれにあたると思うのですが、研修とか行事については、スリム化という観点で、本当に出席しなければいけないかといった見直しは図られているのかという質問

	<p>をしたいと思います。</p>
<b>会長</b>	<p>私もその点については、非常に重要なことだと思ってました。</p>
<b>D委員</b>	<p>行事が非常に多いと思います。</p>
<b>会長</b>	<p>先ほどの回数にしても、回数をいかに減らすかというか、効率化するかというようなインセンティブが全然無いのではと思われます。例えば教育委員会では、運動会等の行事に出席しなければならないかもしれませんが、おそらくその辺のことをお尋ねなのかと思います。もっとその辺をスリム化というか減らすような努力をしていることはないのかというご質問であると思ってお聞きしていました。どうでしょうか。</p>
<b>事務局</b>	<p>今の資料では、あくまでも各委員会からどういう状況なのかだけ提供してもらっていますので、こういう形でまとめさせていただいております。D委員から一步踏み込んだ、効率化、適正化を踏まえた見直しの動きについては、正直今の時点では、事務局は各委員会に問い合わせしておりませんので、その視点で改めて、職務内容のうち、見直しの方向性や実際に見直しをしているのかについて、これからになりますが、問い合わせさせていただいて、考え方があれば、まとめてお示ししたいと思います。</p>
<b>D委員</b>	<p>その辺は大事だと思います。例えば委員長と委員の全員が出席しなければならないとかということです。委員長が代表すれば、それで足りるのならば、そのようにすればよいと思います。</p>
<b>会長</b>	<p>たとえば、毎日のように出勤して、書類の決裁をしているのであれば、それをまとめて、1週間分を一日でできないのかといったことであると思います。他にあればどうぞ。</p>
<b>G委員</b>	<p>法律では日額が基本で、ただし書きで月額を採用することができるかと規定されていますが、例えば固定資産評価審査委員会については、法律で日額と規定されているので、間違いなく日額でいいと思います。他の委員会については、業務の実態としてそれほど差があるのかということが気になりますし、実態として会議に出席しなくとも、家で資料の読み込みなどを行っていることが、月額とする理由の一つとなっているのですが、こちらについては、行政委員会ではなくても審議会等の委員についても同じように事前の資料の読み込みをしているわけですから、月額とする理由とはならないと思います。それと、先ほども</p>

おっしゃっていましたが、その会合が本当に必要なものかどうか分からないですね。また、資料を読んでいたのですが、私は農家ではないので、農業委員会の業務がよくわかりません。他の委員会については、大体どういう業務をしているのかは分かるのですが、次回にまたお願いしたいのが、農業委員会の定例会がありますね、また、部会ですね、これらの会議録について、オープンにされているということなので、1月から今月までであれば、出していただきたいと思います。また、農業委員会の農地パトロールについてもよく分からないので、報告書のようなもの、どれぐらいの時間を掛け、何をしたかが分かるものをいただきたいです。それと、農業委員のうち、選任委員と選挙委員の職務内容について、それぞれ違った業務を行うのか、そうでないのかがわかる資料をいただきたいと思います。

**会長**

ありがとうございました。資料のP 11あたりの6つの委員会の内、特にご指摘があったのが「農業委員会」ですが、他の委員会も含めて、もう少し仕事の中身や実態が我々に分かるように、資料があればお示しいただきたいと思います。他にご意見はありますか。

**H委員**

審議の方向性の発言をさせていただきたいと思います。1つは、特例市の中でもトップクラスの行政委員会の位置づけにありますので、まず、現状の金額のままでは問題があると思います。この状況において、金額を下げっていく方向でやっていきたいなと思います。また、現状の一番の要因が、やはり平成6年度からまったく改定に手をつけていないということがあって、今回の審議会だけではなしに、今後の審議会においても、常勤の特別職の審議と関連して、行政委員会委員報酬の連動性についても、将来的に考えておかないといけないと思います。特に、平成20年度以降で、12%程度報酬額を下げてきていますので、本来は行政委員会委員報酬は、本審議会の議論の対象ではありませんが、何らかの連動性を確立させておかないと、将来的に、また、現状の問題が発生することとなると思いますので、今後の方向性の議論の中で検討していきたいと思います。

**会長**

今のお話では、2つあったと思います。1つは、現状の報酬金額ではおかしいだろう、手直しが必要であるというご指摘でした。もう1つは、非常勤の行政委員会委員の報酬について、平成6年度以降改定がなかったということでしたが、以前は、常勤の特別職が改定をすると、非常勤の行政委員会委員の報酬についても改定していたのですよね。だから、まったく連動性が無かったわけではないと理解していますが、問題は、おっしゃっていただいたことを前向きに捉えれば、常勤の特別職の報酬の動きは、大体ルールがあって、改定してきました。

	<p>それに対し、今回からスタートした非常勤の行政委員会委員の報酬については、どういう状況になった時に見直したらいいのかというルールが必ずしも作られていないと思うのです。だから、常勤の特別職の報酬額が動いたら、連動して改定してきた事実はお聞きしていますが、それだけでいいのかなどという感じがしないでもないと思います。今の発言を積極的に捉えれば、何らかのそういうような「ルール作り」みたいなものがあるべきだということも、もしかしたら、最終的なまとめの中で入れていければ、前進できるのではと思います。他にありませんか。</p>
<b>J 委員</b>	<p>資料のP 15の勤務回数について、監査委員のうち、議員選出の委員のことが記載されています。議員については、議員としての報酬月額も高額ですし、話を聞いていると、議会のこととか、議会出席以外にも日常的に仕事をされて忙しいと思われれます。そのような中で、監査委員としても特別な知識が要求されるということで、普段の議員としての業務との掛け持ちで、本当に監査委員としての職務を全うすることができるのでしょうか。</p>
<b>事務局</b>	<p>監査委員に議員から選出した委員を入れるということは、法律で決まっております。この主旨は、ある意味でガラス張りにするということで、市民の代表である議員を監査委員の中に入れ、監査に直接携われるという意味があると思います。例えば、都市計画審議会などの審議会についても、その中に議員を委員に入れるというのも法律で決まっている場合が多数あります。そういうことから言えば、市民の代表である議員は、大事な決定をする、大事な監査をするという場において、必要であるという前提があるという風に私共は理解をしております。</p>
<b>会長</b>	<p>J 委員のおっしゃったことは、私の受け止めとしては、議員選出の委員が入っていること自体は、問題としている訳ではないと思います。むしろ、金額の問題であると思うのです。その点、大阪市のやり方はうまいのではないかなと思いますね。別冊資料のP 26になりますが、監査委員の議員選出については、日額にしていますが、識見者選出の委員と議員選出の金額を区別しています。この方向は正しい方向であると思います。</p>
<b>J 委員</b>	<p>会長のおっしゃるとおりです。</p>
<b>会長</b>	<p>他にございますか。</p>

<b>B委員</b>	先ほどH委員がおっしゃったように、平成6年度から改定されていなく、今回報酬額を検討したいということですが、別冊資料のP26から、各市における明石市の順位が記載されておりますが、この資料について、エクセルにより棒グラフなどで示して、全国の市町村の中で、明石市がどの位置にあるのかを示した資料を作成していただけると参考になると思うのですが。
<b>会長</b>	事務局にお願いしてもいいのですが、今まで、G委員がグラフ化した資料を作ってくださいました。お願いすることができますでしょうか。
<b>G委員</b>	誤りがあるといけないので難しいです。
<b>会長</b>	他にご質問等がありますか。
<b>E委員</b>	別冊資料のP79からの行政委員会委員の報酬を見ていると、すごく明石市は高く、順位にしても上位にいるなというのが気になりました。でもこれは、今いろいろなお話を聞いている中で、人口規模や出勤回数などを考えながら、答えを出していかなければならないので、この審議会で丁寧な議論をしなければならぬと思います。
<b>会長</b>	ありがとうございました。
<b>G委員</b>	資料の説明の中で、報酬が少ないから、なり手がなくなるという話がありましたが、そんなことは無いと思います。委員をされている方は、お金が目当てでやっているわけではないと思います。やはりある程度の報酬は出さなければなりません。報酬が安いから委員を辞めることは無いと思います。極端に言うと、ボランティアでしてくれと言っても、やってくれる人はいると思います。ですので、金額が少ないと、有能な人材が見つからないということは、理由にはならないと思います。
<b>会長</b>	大体、ご意見ご質問は以上でしょうか。今日の段階では、いろいろご意見をいただきました。大きな方向性は、私なりに理解ができたと思いますが、冒頭に申し上げましたとおり、今回は、制度の問題点の中で、「日額か月額か」という「支払方法」、「支払形態」というところが1つ、それと「金額」ですね、これら2つの関連の見直しを優先順位の高いものとして、もう少し、実質的な議論をしていけばどうかという風に考えております。それから今日いろいろいただいた資料の要求などがありますので、これらの説明を受けながらやっていければと

	<p>思います。何か他に資料の要求等がございましたらどうぞ。</p>
<b>E 委員</b>	<p>明石市の中で審議会や協議会とか委員会とかいろいろ会合がありますが、これらの順番というか、どの審議会にウエイトを置いているのかというものはありますか。</p>
<b>事務局</b>	<p>優先順位とかランク付けは難しいのかなと思います。ただ、今回ご審議をいただいています、行政委員会につきましては、委員の選任に議会の同意が要するということがあるので、この点については、やはりそれなりの責任があるということは言えると思います。あと、その他審議会や協議会等がありますが、その中には、審議会等において結論が出た時、この結論が行政を拘束するもの、いわゆる付属機関といわれているものや、それと、広く市民の意見を聞かせていただいて、その意見を参考にして、例えば、市長が施策の参考にするといったような、広くご意見をお聞きするという役割を持った審議会等がございます。このあたりの性質の違いがあるということをご説明できると思います。</p>
<b>会長</b>	<p>今3つぐらいおっしゃっていただきましたが、このあたりの性質を類型化して、例えばこの類型にはこの審議会が入るといった、具体的な例で示してもらうことは可能であると思いますが、こういった資料は作ってもらえますか。</p>
<b>事務局</b>	<p>作成させていただきます。</p>
<b>F 委員</b>	<p>委員長や委員の任期は、委員会毎にあるところもあれば、無いところもあるのですか。</p>
<b>会長</b>	<p>資料のP 1 1のあたりに「任期」が記載されていると思います。</p>
<b>事務局</b>	<p>F 委員のご質問の主旨としましては、それぞれ委員長と委員の報酬金額が違うことに関連して、委員長が例えば1年毎に変更になるのか、任期中はずっと委員長なのかといったご質問であると思います。資料にありますのは、委員としての任期ですので、委員会によって、任期中に委員長が入れ替わったりということがあると思います。</p>
<b>F 委員</b>	<p>年齢制限はあるのでしょうか。</p>
<b>事務局</b>	<p>資料のP 1 1に記載の委員会については、年齢制限はございません。</p>

<p><b>会長</b></p>	<p>各委員会の委員長にしても委員にしても、「任期」がありますけれども、その任期が「再任」されることがあるのか、再任の限度があるのか、委員長については、ずっと同じ人が居座っていると問題であるということですね。</p>
<p><b>D委員</b></p>	<p>よろしいでしょうか。資料のP9になりますが、浜松市の考え方で、報酬額の委員長加算として、委員の額を20%上回る額とありますが、この20%の根拠はご存知ですか。もし分からなければ、次回までに調べていただきたいです。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>それでは、浜松の例については、事務局の方でご確認いただくということで、もしよろしければ以上で第1回の会議を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願ひします。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>事務局から連絡事項がございます。本日ご指摘いただいた資料と会議録につきましては、お作りして後日送付させていただきますのでよろしくお願ひします。それから、次回ですけれども、6月26日(木)の午前10時から806CD会議室でございますのでよろしくお願ひします。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>

## 6 閉会